

各 位

NPO法人 全国移動サービスネットワーク

「デイサービス・病院・地域支え合い型移動サービス向け 送迎運転者講習テキスト」 第2版 発行のお知らせ

日頃より当会の活動にご理解ご支援をいただき誠にありがとうございます。

このたび、標記の「送迎運転者講習テキスト」を増刷することとなり、関係法制度の改正に伴い呼称や内容が変更された点を、一部加筆修正いたしました。

講習実施機関の皆様におかれましては、お手元に「送迎運転者講習テキスト（初版）」がございましたら、今後の講習実施の際、本紙をコピーして配布していただければ幸いです。ご指導いただく講師のみなさまにも、事前に変更点をご確認いただきますようお願い申し上げます。今後も、役立つテキストにするため改訂を行ってまいりますので、お気づきの点がありましたらご意見をお寄せください。

【送迎運転者講習テキスト 初版からの主な変更点】

項 目	初版の頁番号と位置		挿入文もしくは差し替え内容
第1章 送迎サービス（移動サービス）について	P4	[2送迎サービス（移動サービス）の内容は十人十色]の5行目	（旧）○訪問介護サービスや居宅介護サービスを提供する訪問介護員等による、要介護者等を対象に行う送迎 （新）○訪問介護や居宅介護を提供する訪問介護員等による、要介護者や障がい者を対象に行う送迎
		[2送迎サービス（移動サービス）の内容は十人十色]の7行目の後に挿入	○特別支援学校や放課後デイ等に通う障がい児を対象に行う送迎 ○医療機関が通院する患者を対象に行う送迎
		[2送迎サービス・・・十人十色]の8行目全文を削除	○ふれあい・いきいきサロン等の利用者を対象に行う送迎
	P5	[移動サービスの・・・範囲]の図一番下の文字を削除	（デマンド型）
	P9	[⑤福祉有償運送（登録）]の2行目	（旧）・・・NPOや社会福祉法人等の非営利法人のみが、道路運送法79条に・・・ （新）・・・NPOや社会福祉法人等の非営利法人、非営利の任意団体が、道路運送法79条に・・・
		[⑧過疎地有償運送（登録）]の2行目	（旧）・・・NPOや社会福祉法人等の非営利法人のみが、道路運送法79条に・・・ （新）・・・NPOや社会福祉法人等の非営利法人、非営利の任意団体が、道路運送法79条に・・・
P9.10.11.18.	計5か所	（旧）過疎地有償運送 （新）公共交通空白地有償運送	
P11	[7さまざまな組合せ]の本文の後に挿入	[ワンポイント]地域支え合い型移動サービス（移動・外出支援）を取り巻く情勢の変化	

項目	初版の頁番号と位置	挿入文もしくは差し替え内容
第2章 知っておきたい法律	P14 [1] 駐車禁止規制の適用除外] の1行目	(旧) 従来は車両に対して・・・その標章を所持して乗車した車両はすべて、・・・ (新) 障がい者本人には、「駐車禁止除外指定車」標章が交付されます。①障がい者等が自分で運転する場合、②介護する家族が運転する場合、③福祉有償運送車両や介護・福祉タクシーに乗車する場合等、標章の交付を受けた本人（すなわち障がい者）が、標章を所持して乗車した車両はすべて、・・・
	P18 [(2) 法改正の影響] の8行目	(旧) 2013年（平成25年）3月現在、福祉有償運送は2,405団体、過疎地有償運送は82団体で、・・・ (新) 2014年（平成26年）3月現在、福祉有償運送は2,400団体、過疎地有償運送（現：公共交通空白地有償運送）は88団体で、・・・
第3章 接遇・介助	P20 [1 利用者と接するときの心がまえ] の17行目	(旧) 運転者は利用者の活動や社会参加を・・・受け止められるでしょう。 (新) 例えば、通院のための外出でも、運転者の対応によって、利用者はその日の気分が変わってきます。デイサービス等であれば、利用者にとってサービスの始まりと終わりが送迎であり、利用者の家族にとってもサービス提供者との重要な接点です。運転者だけではなく添乗者が同乗することもあります。どちらの立場であっても、送迎時の対応はサービス全体の評価にも関わることを意識して、利用者の活動や社会参加を大いに促進できるように努めましょう。
	P24 7行目の後に挿入	運転者だけではなく添乗者が同乗することもあります。その場合は役割分担をあらかじめ確認しておきます。運転者は車両操作や周囲の状況判断、ドアの開閉確認等安全運行を中心に、添乗者は車内での見守りや降車後の誘導等利用者の安全確保を中心に分担を考えましょう。

ワンポイント



地域支えあい型移動サービス(移動・外出支援)を取り巻く情勢の変化

～介護保険制度改正と「新しい介護予防・日常生活支援総合事業」～

介護保険制度では、従来、要支援認定者が利用できる外出関係のサービス（予防給付）がほとんどありませんでした。しかし、2015年（平成27年）4月に予防給付の一部が、市町村が行う地域支援事業の「新しい介護予防・日常生活支援総合事業（以下、新しい総合事業）」に移行されたことで、状況が変わる可能性が出てきました。この事業は、要支援者もしくは同程度の人（基本チェックリスト該当者）を対象に、生活を営むために必要な「5つの領域」と「ちょっとしたこと」を、高齢者の社会参加を促進し、住民主体の生活支援サービスで支えていこうという考え方で設計されています。

「5つの領域」とは、「安心の確保」、「日常的な家事」、「外出」、「交流」、「大掃除等の非日常的な家事」で、「ちょっとしたこと」は日常生活で不意に起こることを指し、「外出」については、「介護予防・生活支援サービス事業」の一つとして「訪問型サービスD（移動支援）」というメニューが示されました。

「訪問型サービスD（移動支援）」の内容は、①通所型サービスの送迎等や、②通院等の送迎前